

# 凡 例

## 1 用語の解説

### (1) 人口動態統計関係

自然増減 出生数から死亡数を減じたものをいう。  
乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。  
新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。  
早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。  
死産 妊娠満12週以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓拍動、随意筋の運動および呼吸のいずれも認めないものをいう。

自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。

なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。

(1) 胎児を出生させることを目的とした場合

(2) 母体内の胎児が生死不明か、死亡している場合

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。

(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。

(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。

(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

後期死産 妊娠満22週以後の死児の出産をいう。  
周産期死亡 後期死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。  
合計特殊出生率 その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子ども数に相当する。

### (2) 医療統計関係

在院患者 毎日24時現在、病院に在院中の患者をいう。入院してその日のうちに退院あるいは死亡した患者は含めていない。

新入院患者、退院患者 新たに入院した患者・退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院あるいは死亡したものも含む。

外来患者 新来・再来・往診・巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一

患者が二つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科でカルテが作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取り扱い、また患者の代理人に対して薬剤を交付したときは、これを外来患者として取り扱う。

病床回転数 利用病床(病床数×病床利用率)が年間に平均何回転したかを推定したものである。

## 2 比率算出法

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女性人口}} \quad \text{15歳から49歳までの合計}$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増減率} = \frac{\text{自然増減数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

注) 出産数とは、出生数と死産数の合計をいう。

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数(出生数+妊娠満22週以後の死産数)}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{後期死産率} = \frac{\text{年間後期死産数(総数・自然・人工)}}{\text{年間出産数}} \quad \text{(総数・自然・人工)}$$

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$

$$\text{月間病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数}}{\text{月間日数} \times \text{月末病床数}} \times 100$$

$$\text{年間病床利用率} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{月間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月から12月の合計}} \times 100$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})} \times 100$$

$$\text{ただし、療養病床は} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床から移された患者数} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の病床へ移された患者数})}$$

$$\text{病床回転数} = \frac{\text{年間日数} \text{ 365}}{\text{平均在院日数}}$$

(平成25年)

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人口}} \times 1,000$$

・率算出に用いた人口

平成25年10月1日現在

推計人口

全 国

(日本人口)

総数 125,704,000 人

男 61,186,000 人

女 64,518,000 人

神奈川県

(日本人口)

総数 8,956,000 人

男 4,487,000 人

女 4,469,000 人

横須賀市

(総人口)

総数 410,090 人

男 204,543 人

女 205,547 人

※全国及び神奈川県の人口は、総務省統計局公表の日本人口を用いている。

上記以外については、各表に表示している期日の推計人口を用いている。

・率は小数点以下第2位又は第3位まで計算し、四捨五入することを原則とした。

・表章記号の規約(第2編から第4編まで共通)

計数のない場合

-

計数不明または計数を表章することが不適当な場合

…

統計項目のありえない場合

・

比率が微少(0.05未満)の場合

0.0 0.00

減少数(率)の場合

△